

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員退職手当規程

制定 平成20年4月1日 規程第78号
最近改正 平成28年5月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。以下同じ。）第59条の規定に基づき、職員の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業規則第2条に定める職員をいい、同規則第6条に定める職員を除く。
- (2) 本法人 地方独立行政法人大阪市立工業研究所をいう。
- (3) 他法人 民法（明治29年法律第89号）及び本法人以外の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）その他法律の規定により設立される法人をいう。
- (4) 他法人等 国、地方公共団体及びその他法律の規定により設立される法人をいう。
- (5) 退職等 就業規則第28条の規定により退職すること及び就業規則第32条の規定により解雇されることをいう。ただし、地方公共団体から派遣された者が復帰するため退職する場合及び国又は他法人の役職員であってその身分を有したまま出向してきた者が復職するために退職する場合を除くものとする。
- (6) 給料月額 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条各号に掲げる給料表に定める給料の月額（給与規程の平成24年1月1日施行附則第4項から第8項及び平成27年5月1日施行附則第3項から第5項該当の場合はそれぞれ該当のもの）。休職、停職、育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、減給その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合については、これらの事由がないと仮定した場合にその者が受けるべきものとする。
- (7) 退職時給料月額 退職等の日における給料月額をいう。
- (8) 業務上 本法人における業務及び就業規則第19条の規定による在籍出向から復職した者について当該出向の間の出向先法人の役職員としての業務にかかるものをいう。
- (9) 通勤上 本法人への通勤及び就業規則第19条の規定による在籍出向から復職した者について当該出向の間の出向先法人への通勤にかかるものをいう。
- (10) 休職 就業規則第22条第1項の規定による休職をいう。
- (11) 研究休職 休職のうち就業規則第22条第1項第3号に該当するものをいう。
- (12) 出向休職 休職のうち就業規則第22条第1項第5号に該当するものをいう。
- (13) 専従休職 休職のうち就業規則第22条第1項第6号に該当するものをいう。
- (14) 停職 就業規則第54条第3号の規定による停職をいう。
- (15) 育児休業 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業
- (16) 育児短時間勤務 育児介護休業規程に規定する育児短時間勤務
- (17) 自己啓発等休業 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）に規定する自己啓発等休業
- (18) 長期欠勤等 第10号から前号までに定めるもののほか、引き続いて6月以上勤務しな

かった期間であり、次に掲げるものを除くもの。

ア 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程に規定する休暇を付与された期間

イ 業務傷病休業及び通勤傷病休業の期間

ウ 就業規則第64条第1項の規定により勤務を停止された期間

第2章 退職手当の決定方法

(退職手当の額)

第3条 退職等となった者に対する退職手当の額は、次条から第7条の規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

2 <削除>

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条、第6条又は第11条の規定に該当する場合を除くほか、退職等となった者に対する退職手当の基本額は、退職時給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第1に定める支給率を乗じて得た額とする。

(業務外の傷病による退職の場合の退職手当の基本額)

第5条 次の各号に掲げる者の退職手当の基本額は、退職時給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第2に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) 業務外の傷病によりその職務に堪えないで退職した者(次条第1項各号に掲げる者を除く。)

(2) 理事長がこれに準ずると認める事由により退職した者

2 前項第1号の傷病による退職の認定は、産業医の意見を聞き、本人の退職前の勤務状況その他の事情を考慮して行うものとする。

(定年退職等、整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間及び各号に掲げる退職事由に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) 就業規則第28条第2号の規定により退職した者 「定年退職」

(2) 職員のうち、満50歳から59歳までの9月末又は年度末(当該年齢に達する日の属する年度の9月末日又は年度の末日をいう。)に退職した者 「早期退職」

(3) 業務外の死亡により退職した者 「業務外死亡」

(4) 職員のうち、満50歳に達する日の属する年度の初日以後に業務外の傷病によりその職務に堪えないで退職した者 「業務外傷病の特例」

2 前項に定めるほか、職員の人事刷新等を図るため、次の条件で退職した者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間及び各号に掲げる退職事由に応じて別表第4に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) 定員減少・組織改廃により退職した者 「定員減少・組織改廃」

(2) 業務上の傷病又は死亡により退職した者 「業務上傷病・死亡」

3 第2項第2号の業務上の傷病又は死亡による退職の認定については、地方公務員災害補償法(昭和43年法律第121号)の規定により職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

4 前条第2項の規定は、第1項第4号の傷病による退職の認定について準用する。

(給料の月額減額に伴う退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、平成19年4月1日以降に、給料の月額減額改定によりその者の給料の月額減額を下回る額への減額(以下「特定対象減額」という。)がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)

が、給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第1号の規定に該当する者（理事長が定める日までに所定の退職願を提出しなかった者を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左側に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	給料月額	給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2 第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2 第1項第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第8条 退職等となった者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間に属する日のあるすべての月から除算月を除いた期間（以下「対象期間」という。）のうち、当該退職期間に係る最後の月以前の直近60月の期間（対象期間が60月に満たない場合は、当該対象期

間)の各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。また、在職期間中に希望降任による降格があった場合との均衡を考慮して、病気休職による分限降任によって降格があった場合は、在職期間のうち最も高いものから60月とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0円

2 前項の職員の区分は、その者の対象期間の各月ごとに、その者の対象期間に含まれる時期の別により別表第5ア、イ又はウに定めるとおりとする。この場合において、その者が同一の月において2以上の区分に該当していたときは、当該月において調整月額(前項各号に定める額をいう。以下同じ。)が最も高い額となる区分に属していたものとする。

(自己都合退職者の退職手当の調整額)

第9条 前条の規定にかかわらず、その者の都合により退職した者(以下「自己都合退職者」という。)でその勤続期間が10年以上24年以下の者に対する退職手当の調整額は、これらの規定により計算した額の2分の1に相当する額とし、その勤続期間が9年以下の者に対しては退職手当の調整額は支給しない。

(退職手当の調整額の調整)

第10条 基礎在職期間中に降格したことがある場合に、その者の職の職制上の段階、職務の級、その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して他の職員との権衡上、退職手当の調整額を調整する必要があると理事長が認める職員の退職手当の調整額については、その者の対象期間の各月ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて第8条第1項各号に定める調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60に満たない場合は、当該各月の各月分の調整月額。)を合計した額とする。この場合において、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の対象期間に係る最後の月に近い月に係るものを先順位とする。

(懲戒解雇等の場合の支給制限)

第11条 第3条の規定による退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第54条第1項第5号の規定により懲戒解雇された者(既に退職等となった者で、その者の在職期間中の行為について、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると懲戒解雇に処すのが相当であると理事長が認定した者を含む。)
- (2) 就業規則第32条第5号の規定により解雇(禁錮刑にかかる解雇)された者

(退職手当の額の調整)

第12条 在職中勤務成績が特に不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者については、第3条の規定による退職手当は、次の各号に定める額に、減額して支給することができる。

- (1) 就業規則第32条第1号の規定により解雇(勤務成績不良による解雇)された者 第3条の規定により計算した額に、100分の20から100分の80までの範囲内の割合を乗じて得た額
- (2) 職務上の義務に違反する行為があったことにより勸奨を受けて退職した者(既に退職等

となった者で、その者の在職期間中の行為について、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると職務上の義務に違反する行為があったとして退職を勧奨すべきものに相当すると理事長が認定した者を含む。)の退職手当の額 第4条から第6条までの規定により計算した額に、100分の20から100分の90までの範囲内の割合を乗じて得た額とし、第8条の規定による退職手当の調整額については、0とする。

- (3) 勤務成績が不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者で理事長の定める者(既に退職等となった者で、これに相当すると理事長が認定した者を含む。)の退職手当の額 第3条の規定により計算した額に100分の80から100分の90までの範囲内の割合を乗じて得た額

第13条 在職中勤務成績が優秀な者等特別の考慮を払う必要があると認められる者については、この規程に定める退職手当に、理事長の定める基準により、なお増額して支給することができる。

第3章 勤続期間の計算

(勤続期間の計算)

第14条 退職手当の基本額の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間は、日をもって計算する。

3 職員が退職した場合(第11条に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 第1項から前項までの規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げる。

(在職期間からの除算)

第15条 前条の規定による在職期間のうち、次の各号に掲げる期間があったときは、その期間の日数の2分の1(第3号及び第5号に掲げるものについては3分の1)に相当する日数(1日未満の端数は切り捨てる。以下同じ。)を前条の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 休職(研究休職、出向休職及び専従休職を除く。)の期間

(2) 停職(理事長が定める事由によるものを除く。)の期間

(3) 育児休業を取得している期間(当該育児休業にかかる子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)

(4) 育児休業を取得している期間(前号に掲げるもの以外)

(5) 育児短時間勤務をしている期間

(6) 自己啓発等休業の期間

(7) 長期欠勤等の期間

2 前条の規定による在職期間のうち、専従休職の期間があったときは、その期間の日数を前条の規定により計算した在職期間から除算する。

3 第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業の場合において次の各号のいずれかに該当する場合については、その期間の日数を前条の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 自己啓発等休業規程第7号の規定の適用をうけて自己啓発等休業が終了となった場合(傷病その他やむを得ない事由により終了した場合を除く。)

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として就業規則第53条の懲戒処分を受けた場合

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(次条の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に、次の各号に定める事由以外の事由により退職した場合

ア 業務上の傷病による退職又は死亡

イ 定年に達したこと

4 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 休職（出向休職を除く。）の期間
- (2) 停職の期間
- (3) 育児休業を取得している期間
- (4) 自己啓発等休業の期間

5 前4項の規定は、出向休職中の職員に出向先において第1項各号に掲げるもの又は専従休職に相当する期間がある場合に準用する。

（在職期間の通算）

第16条 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち各号に定める期間を、第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 本法人の職員が、就業規則第20条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となり、本法人の職員に復職した場合 先の本法人の職員の期間、当該他法人等の役職員の期間及びこの条若しくは第20条の規定により先の本法人の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (2) 地独法第59条第2項の規定により大阪市の職員から引き続き本法人の職員となった場合 大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (3) 大阪市と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流等により大阪市の職員から引き続き本法人の職員となった場合 大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (4) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間

2 他法人等と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流により、他法人等の役職員から引き続き本法人の職員となった場合については、当該他法人等の役職員の期間及び当該他法人等の退職手当に関する規程により当該他法人等の役職員として引き続いた在職期間とみなされる期間を、第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、他法人等のうち、通算規程（当該他法人等の退職手当に関する規程において、本法人の職員から引き続き当該他法人等の役職員となった者について、本法人の在職期間を当該他法人等の役職員としての在職期間とみなすものをいう。）を有する場合に限るものとする。

3 前2項の規定により第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間の計算については、第14条及び前条の規定を準用する。

4 第1項の規定により第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間において、他法人等の役職員としての業務上の負傷により、業務に堪えずに退職し又は死亡した者については、第6条第1項第3号に掲げる業務上の傷病又は死亡により退職した者であるとみなす。

（既受給者の退職手当の通算の取扱い）

第17条 前条の適用を受ける職員が、前条の規定により第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間の全部又は一部について、既に他法人等の役職員としての退職手当を受けているときは、前条にかかわらず、当該他法人等の役職員としての退職手当の基本額の計算の基礎となった在職期間は、第14条第1項の在職期間には含まないものとする。

2 前項の適用を受ける者（以下「既受給者」という。）のうち、特別の事情があると理事長が認める場合は、第1号に定める率から第2号に定める率を差し引いて得た支給率を、退職時給料に乗じて計算して得た額を退職手当の基本額とすることができる。

- (1) 仮定通算退職手当支給率 既受給者が、前条の適用があった場合の退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率
- (2) みなし受給支給率 既受給者が、他法人等を退職した際に受けることとなった退職手当の基本額の計算の基礎となった勤続期間を本法人の在職期間とみなした場合の退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率
(退職手当の調整額の対象期間の計算)

第18条 第8条第1項の基礎在職期間（以下「基礎在職期間」という。）とは、その者に係る退職等（第21条各号に該当するものを除く。）となった日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。ただし、当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合又は当該期間中に他法人等の役職員としての退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職等となった日以前の期間、並びに、当該期間中に第11条各号に掲げる者に該当するに至ったことにより退職等となったことがある場合における当該退職等となった日以前の期間（これらの退職の日に職員又は他法人等の役職員となったときは当該退職の日前の期間）は、基礎在職期間に含まないものとする。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第16条の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされた期間

2 第8条第1項の除算月とは、次の各号に掲げる期間（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職期間等」という。）のうち、当該期間中の退職者が属していた職員の区分が同一の月ごとにそれぞれ最初の月から順次数えてその月数の2分の1（第3号及び第5号に掲げるものについては3分の1）に相当する数（当該相当する数に端数があるときはこれを切り上げた数。）になるまでにある月をいう。

(1) 休職（研究休職及び出向休職を除く。）の期間

(2) 停職（理事長が定める事由によるものを除く。）の期間

(3) 育児休業を取得している期間（当該育児休業にかかる子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）

(4) 育児休業を取得している期間（前号に掲げるもの以外）

(5) 育児短時間勤務をしている期間

(6) 自己啓発等休業の期間

(7) 長期欠勤等の期間

3 第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業の場合において次の各号のいずれかに該当する場合については、当該自己啓発等休業の期間を除算月とする。

(1) 自己啓発等休業規程第7条の規定の適用をうけて自己啓発等休業が終了となった場合（傷病その他やむを得ない事由により終了した場合を除く。）

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として就業規則第53条の懲戒処分を受けた場合

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（次条の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に、次の各号に定める事由以外の事由により退職した場合

ア 業務上の傷病による退職又は死亡

イ 定年に達したこと

4 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 休職（出向休職を除く。）の期間

(2) 停職の期間

(3) 育児休業を取得している期間

(4) 自己啓発等休業の期間

5 前3項の規定は、出向休職中の職員に出向先において前項各号に相当する期間がある場合

及び第1項第2号に掲げる期間がある場合について当該期間中に他法人等において前項各号に相当する期間がある場合について準用する。

(通算期間を有する職員の取扱い)

第19条 対象期間に前条第1項第2号に掲げる期間(以下「通算期間」という。)が含まれる場合における第8条の適用については、次の各号に定める職務に従事していたものとみなす。

- (1) 第16条第1項第1号に該当する場合 就業規則第19条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となる直前に本法人において従事していた職務
- (2) 第16条第1項第2号又は第3号に該当する場合 大阪市において従事していた職務に相当する本法人における職務
- (3) 前2号以外の場合 当該通算期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務を基本に理事長が定める職務

(役員の間を有する者の取り扱い)

第20条 本法人の役員(非常勤である者を除く。以下同じ。)から引き続き職員となった者については、役員の間及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員退職手当規程(以下「役員退職手当規程」という。)により役員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を、第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定により第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間の計算については、第14条及び第15条の規定を準用する。

3 第1項の適用を受ける職員が、役員の間全部又は一部について、既に役員としての退職手当を受けているときは、第1項の規定にかかわらず、当該役員としての退職手当の算定の基礎となった在職期間は、第14条第1項の在職期間には含まないものとする。

4 第1項の適用を受ける者の退職手当は、第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。

(1) 役員の間を基礎として、役員退職手当規程の定めるところにより計算した退職手当の額

(2) 第1項の規定により役員としての引き続いた在職期間とみなされる期間(前号の間を除く。)及び役員の間後に引き続き職員としての在職期間を基礎として、第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額

(3) 役員の間を除算月とし、第8条及び前条の規定により対象期間を決定し、これをもとに第8条から第10条まで及び前条の規定により計算した退職手当の調整額

5 第1項の規定により第14条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされた役員の間において、役員としての業務上の負傷により、業務に堪えずに退職し、又は死亡した者については、第6条第1項第2号に掲げる業務上の傷病又は死亡により退職した者として取り扱う。

(退職手当の支給制限)

第21条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

(1) 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となった場合

(2) 本法人の職員が、就業規則第20条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となるために退職した場合

(3) 前号に定めるほか、職員が、他法人等の役職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、他法人等における退職手当に関する規程において、当該他法人等の役職員としての勤続期間に通算される定めがある場合

(4) 職員が本法人の役員となるために退職した場合

第4章 退職手当の支給

(退職手当の支払)

第22条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 第3条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(死亡による退職の場合の退職手当の支給)

第23条 死亡による退職の場合は、次に掲げる職員の遺族(以下「遺族」という。)に対して、退職手当を支給する。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。この場合、同項に規定する遺族が受けるべき退職手当の合計額を、当該遺族が委任した代表者に対して支給する。

4 第1項各号に掲げる遺族がない場合には、当該職員の葬祭を行った者を遺族とみなして、当該職員の遺族に支給されるべき退職手当の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

(遺族からの排除)

第24条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第5章 退職手当の一時差止め等

(起訴中に退職した場合等の取扱い)

第25条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴にかかる犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第4項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときその他理事長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職等となった者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第27条において同じ。)中の行為にかかる刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第26条 理事長は、退職等となった者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次の各号に該当し、その者に対し退職手当を支給することが、本法人に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき
 - (2) その者の在職期間中の行為のうち、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると懲戒解雇に処すべき事由に該当する行為があると思料するに至ったとき
 - (3) その者の在職期間中の行為のうち、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると第12条第2号又は第3号に該当するとして退職手当を減額すべき事由に該当する行為があると思料するに至ったとき
- 2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号又は第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為にかかる刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し起訴をされることなくその者が退職等となった日から起算して1年を経過した場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為について、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると懲戒解雇に処するのが相当である、又は第12条第2号若しくは第3号に該当するとして退職手当を減額するのが相当であるとの認定がなされることなく、その者が退職等となった日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
（退職手当の返納）
- 第27条 退職した者に対し第3条の規定による退職手当を支給した後において、次の各号に該当するときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。
- (1) その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、禁錮以降の刑に処せられたとき
 - (2) その者の在職期間中の行為について、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると懲戒解雇に処するのが相当であると理事長が認定したとき
 - (3) その者の在職期間中の行為について、退職等となった日以降も在職していたと仮定すると第12条第2号又は第3号に該当するとして退職手当を減額するのが相当であると理事長が認定したとき

第6章 雑則

(退職手当の額の端数計算)

第28条 退職手当の額に円位未満の端数が生じたときは、これを円位に切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(失業者の退職手当に関する経過措置)

2 地独法第59条第2項の規定により大阪市職員から引き続き職員になった者のうち大阪市の在職期間を通算して勤続期間が12月以上の職員が、退職した後、退職の日の翌日から起算して雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「雇用保険法」という。)の定める求職者給付を受けることができる期間内に失業している場合において、その者が受けた退職手当の額が、その者について雇用保険法の規定を適用したとすればその者に対して支給されることとなる求職者給付及び就職促進給付(以下「失業給付」という。)の額に満たないときは、その差額に相当する金額を、失業給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

3 前項の規定による退職手当は、失業給付の支給を受ける者に対しては、支給しない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

普通退職の場合の支給率

平成25年10月1日退職以降

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	0.522	21	22.185
2	1.044	22	23.925
3	1.566	23	25.665
4	2.088	24	27.405
5	2.61	25	29.145
6	3.132	26	30.537
7	3.654	27	31.929
8	4.176	28	33.321
9	4.698	29	34.713
10	5.22	30	36.105
11	7.7256	31	37.149
12	8.4912	32	38.193
13	9.2568	33	39.237
14	10.0224	34	40.281
15	10.788	35	41.325
16	13.3893	36	42.369
17	14.6421	37	43.413
18	15.8949	38	44.457
19	17.1477	39	45.501
20	20.445	40以上	46.545

普通退職の場合の支給率

平成25年4月1日から平成25年9月30日退職まで

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	0.55585	21	23.79846
2	1.11169	22	25.5385
3	1.66754	23	27.30923
4	2.22338	24	29.06462
5	2.79923	25	30.82
6	3.69854	26	32.25354
7	4.31496	27	33.68708
8	4.93138	28	35.12062
9	5.54781	29	36.55415
10	6.16423	30	37.98769
11	9.2279	31	39.05323
12	10.20997	32	40.11877
13	11.19625	33	41.18431
14	12.17532	34	42.24985
15	13.158	35	43.31538
16	15.34726	36	44.38092
17	16.70668	37	45.44646
18	18.06609	38	46.512
19	19.42551	39	47.57754
20	22.04308	40以上	48.64308

別表第2（第5条関係）

業務外の傷病退職の場合の支給率 平成25年10月1日退職以降

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	0.87	21	22.185
2	1.74	22	23.925
3	2.61	23	25.665
4	3.48	24	27.405
5	4.35	25	29.145
6	5.22	26	30.537
7	6.09	27	31.929
8	6.96	28	33.321
9	7.83	29	34.713
10	8.7	30	36.105
11	9.657	31	37.149
12	10.614	32	38.193
13	11.571	33	39.237
14	12.528	34	40.281
15	13.485	35	41.325
16	14.877	36	42.369
17	16.269	37	43.413
18	17.661	38	44.457
19	19.053	39	45.501
20	20.445	40以上	46.545

業務外の傷病退職の場合の支給率

平成25年4月1日から平成25年9月30日退職まで

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	1.10462	21	24.40466
2	1.86308	22	26.33294
3	2.79462	23	28.26122
4	3.72615	24	30.1895
5	4.65769	25	32.11779
6	5.58923	26	33.54156
7	6.52077	27	34.96533
8	7.45231	28	36.3891
9	8.38385	29	37.81288
10	9.31538	30	39.23665
11	10.45431	31	40.29712
12	11.59323	32	41.3576
13	12.73215	33	42.41807
14	13.87108	34	43.47855
15	15.01	35	44.53902
16	16.62815	36	45.5995
17	18.24631	37	47.658
18	19.86446	38	48.72354
19	21.48262	39	49.78908
20	22.47638	40以上	50.85462

別表第3(第6条関係)

定年退職等の場合の支給率

平成25年10月1日退職以降

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	0.87	21	27.29625
2	1.74	22	29.03625
3	2.61	23	30.77625
4	3.48	24	32.51625
5	4.35	25	34.5825
6	5.22	26	36.1485
7	6.09	27	37.7145
8	6.96	28	39.2805
9	7.83	29	40.8465
10	8.7	30	42.4125
11	12.07125	31	43.9785
12	13.2675	32	45.5445
13	14.46375	33	47.1105
14	15.66	34	48.6765
15	16.85625	35以上	49.59
16	18.59625		
17	20.33625		
18	22.07625		
19	23.81625		
20	25.55625		

定年退職等の場合の支給率

平成25年4月1日から平成25年9月30日退職まで

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	1.11231	21	30.63935
2	2.22462	22	32.38229
3	3.33692	23	34.06933
4	4.44923	24	35.75638
5	5.56154	25	38.87693
6	6.67385	26	40.42646
7	7.78615	27	41.97598
8	8.89846	28	43.52551
9	10.01077	29	45.07503
10	11.12308	30	46.62456
11	13.94385	31	47.8799
12	15.43385	32	49.13523
13	16.92385	33	50.39057
14	18.41385	34	51.6459
15	19.90385	35以上	52.44
16	21.67077		
17	23.16462		
18	24.65846		
19	26.15231		
20	28.63752		

別表第4(第6条関係)

整理退職等の場合の支給率

平成25年10月1日退職以降

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	1.305	21	28.8405
2	2.61	22	30.276
3	3.915	23	31.7115
4	5.22	24	33.147
5	6.525	25	34.5825
6	7.83	26	36.1485
7	9.135	27	37.7145
8	10.44	28	39.2805
9	11.745	29	40.8465
10	13.05	30	42.4125
11	14.4855	31	43.9785
12	15.921	32	45.5445
13	17.3565	33	47.1105
14	18.792	34	48.6765
15	20.2275	35以上	49.59
16	21.663		
17	23.0985		
18	24.534		
19	25.9695		
20	27.405		

整理退職等の場合の支給率

平成25年4月1日から平成25年9月30日退職まで

勤続年数(年)	支給率	勤続年数(年)	支給率
1	1.38	21	31.72929
2	2.76	22	33.25732
3	4.14	23	34.72944
4	5.52	24	36.20517
5	6.9	25	38.87693
6	8.28	26	40.42646
7	9.66	27	41.97598
8	11.04	28	43.52551
9	12.42	29	45.07503
10	13.8	30	46.62456
11	15.42954	31	47.8799
12	17.06677	32	49.13523
13	18.704	33	50.39057
14	20.34123	34	51.6459
15	21.97846	35以上	52.44
16	23.558		
17	24.86446		
18	26.17092		
19	27.47738		
20	29.94239		

別表第5(第8条関係)

ア 平成19年3月31日以前の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	該当無し
第2号区分	(1)大阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年大阪市条例第32号)による改正前の給与条例(以下「平成19年改正前給与条例」という。)第4条第1項第3号に規定する研究職給料表(以下「平成19年改正前研究職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であった者 (2)前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第3号区分	(1)平成19年改正前研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であった者 (2)平成19年改正前給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「平成19年改正前行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級又は7級であった者 (3)前各号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第4号区分	該当無し
第5号区分	(1)平成19年改正前研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であった者 (2)平成19年改正前行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は5級であった者 (3)前各号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第6号区分	該当無し
第7号区分	(1)平成19年改正前研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であった者 (2)平成19年改正前行政職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が4級であった者 (3)前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	該当無し
第2号区分	(1)大阪市給与条例第4条第1項第3号に規定する研究職給料表（以下「研究職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であった者 (2)前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第3号区分	(1)大阪市研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であった者のうち大阪市職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号。以下「管理職手当規則」という。）第2条第1項第6号に該当していた者 (2)大阪市給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であった者 (3)前各号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第4号区分	(1)大阪市研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であった者のうち管理職手当規則第2条第1項第7号に該当していた者 (2)行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であった者 (3)前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第5号区分	(1)大阪市研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であった者 (2)行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であった者 (3)前各号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第6号区分	該当無し
第7号区分	(1)大阪市研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であった者 (2)行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であった者 (3)前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ウ 平成20年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	該当無し
第2号区分	(1) 給与規程第4条第1号に規定する研究職給料表（以下「研究職給料表」という。）の適用を受けている者でその属する職務の級が4級である者 (2) 前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第3号区分	(1) 研究職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が3級である者のうち給与規程第11条第2号に該当する者 (2) 給与規程第4条第2号に規定する一般職給料表（以下「一般職給料表」という。）の適用を受けている者でその属する職務の級が6級である者 (3) 前各号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第4号区分	(1) 研究職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が2級である者のうち給与規程第11条第3号に該当していた者 (2) 一般職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が5級である者 (3) 前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第5号区分	(1) 研究職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が2級である者（前項1号に掲げる者を除く。） (2) 一般職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が4級である者 (3) 前各号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第6号区分	該当無し
第7号区分	(1) 研究職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が1級である者 (2) 一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級である者 (3) 前号に掲げる者に準ずる者として理事長が定める者
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者